

序章

1. 計画の目的

「みどりの基本計画」は、都市における総合的なみどりのマスタープランであり、都市緑地法第4条により、市民に最も身近な地方公共団体である市が定めることができるものとされています。

また、平成27年4月施行の「静岡市みどり条例」では、本市のみどりに関する基本理念を掲げ、この基本理念の実現に向けた「静岡市みどりの基本計画」を定めるものとしています。

このことから、本計画は、みどり豊かで快適な静岡市の形成を目指し、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを示し、将来あるべき姿の実現に向け、総合的に展開することを目的としています。

2. 計画の特徴

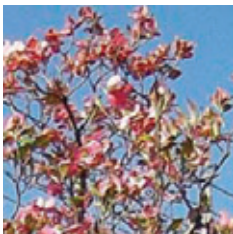
- 都市におけるみどりのマスタープランとして、都市緑地法及び静岡市みどり条例に基づく計画制度です。
- 公園・緑地の整備のみでなく、道路、河川、学校などの公共施設の緑化、民有地における緑地の保全及び緑化の推進、更には緑化意識の普及まで含めた、みどり全般に関する総合的な計画です。
- 本市のみどりに関する資源を踏まえ、特徴ある計画を策定するものです。
- 都市のみどりの保全・創出には、市民、事業者、行政が関係しており、計画を実効あるものにするため、相互の積極的な協力・連携が必要です。このため、みどりの基本計画を公表し、積極的な周知を図るものです。



市の花 タチアオイ (アオイ科・タチアオイ属)

静岡にゆかりの「あおい」という呼び名を持つものの中でも、花が美しいことで知られています。背丈は3m程にもなり、初夏には茎に赤、ピンク、黄、白などの花を咲かせます。栽培は比較的やさしく、公園、花壇などに利用されます。

なお、徳川家の紋所「三葉葵」はフタバアオイ（ウマノスズクサ科）を凶案化したもので、タチアオイとは異なります。



市の木 ハナミズキ (ミズキ科・ミズキ属)

大正時代に東京市長がワシントンに贈ったサクラの返礼として渡来した日米親善の木です。贈ったサクラの苗が清水区興津の果樹研究所で栽培されたものであることから、本市にゆかりのある木となっています。春に花を咲かせますが、大きな花びらに見えるのは総ほう片で、ピンク色と白色があります。また、秋には紅葉します。

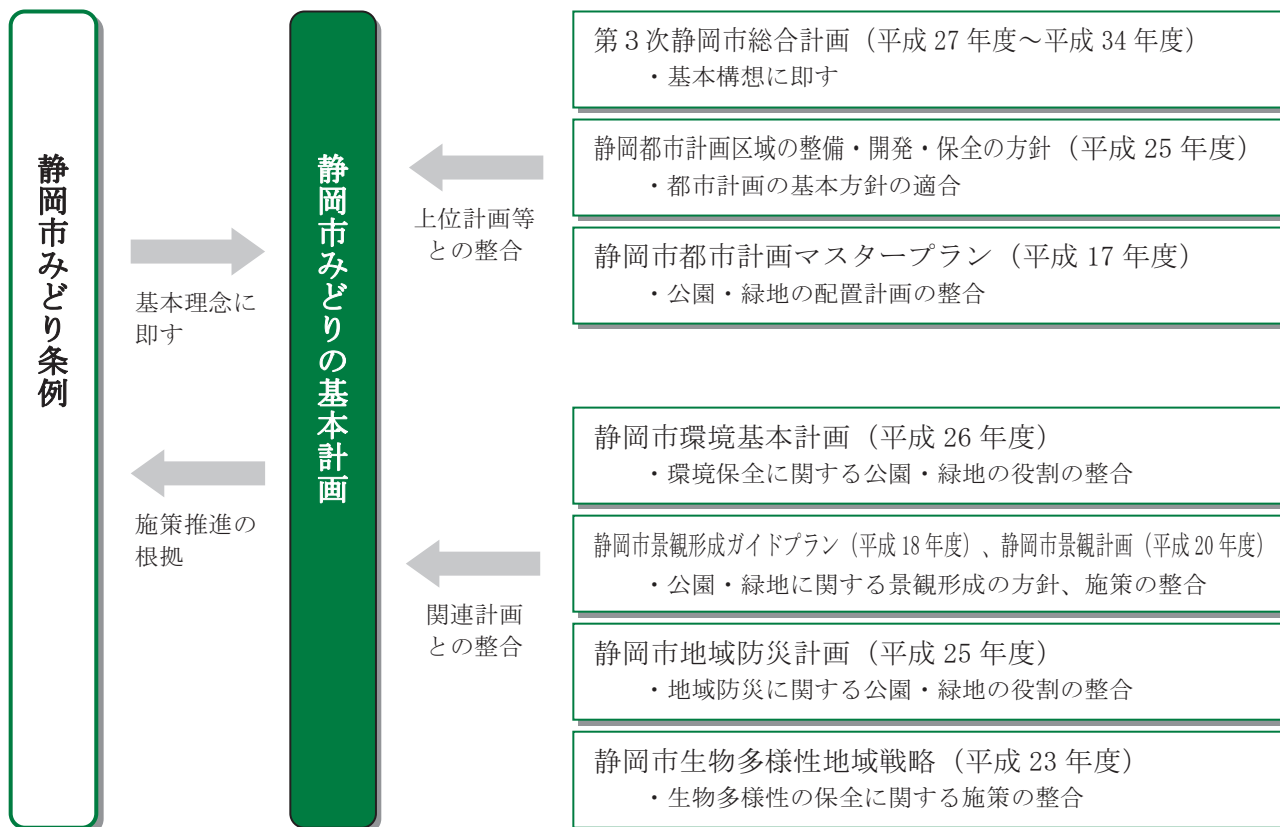


市の鳥 カワセミ (ブッポウソウ目・カワセミ科)

翼や尾が翡翠色、下面が橙色の美しい鳥で、川面を飛ぶ姿は「水辺の宝石」と言われています。水中に飛び込み、長くくちばしで小魚やエビなどを食べます。清流に棲むことから良好な環境の指標とされ、姿が見られる安倍川、興津川など本市河川の良好な自然環境を象徴する鳥となっています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「第3次静岡市総合計画」（平成27年度～平成34年度）や「静岡市都市計画マスタープラン」（平成17年度）「静岡市みどり条例」（平成27年度）などの上位・関連計画等との整合を図り、みどりに関する総合的な計画として策定するものです。



4. 計画の目標年次

本計画は、概ね20年後の実現を目指します。

計画の目標水準（49～52ページ）については、概ね8年後の平成34年を中期目標年次として、当面この実現を目指します。さらに、長期的な目標として、概ね20年後以降も含め、各種公園の理想的な配置などを実現した場合の値を示します。

なお、本計画は、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。



5. 計画の構成

第1章 静岡市のみどりの概況

1. 市の概況
2. 市のみどりの骨格
3. 地域制緑地
4. 都市公園
5. 公共施設のみどり
6. 民有地のみどり
7. みどりに係る市民活動

第2章 現況のみどりの評価と課題の整理

1. 現況のみどりの評価
2. 総合的な評価
3. 緑地保全・緑化の課題

第3章 みどりの将来像と基本方針

1. 基本理念
2. みどりの将来像
3. みどりの基本方針
4. 計画のフレームの設定
5. 計画の目標水準

第4章 緑地の配置方針

1. 市街地を囲む
みどりの環
2. 市街地内の
大きなみどり
3. みどりと水辺
のネットワーク
4. みどりと水辺
と歴史の拠点
5. 市街地の
みどり

第5章 緑地保全・緑化推進の方策

1. まちをやさしく囲むみどりの
大きな環を守り・活かします
2. まちをつなぐみどりと水辺の
ネットワークをつくります
3. 静岡らしいみどりと水辺と
歴史の拠点をづくります
4. 身近にふれあうみどりを
つくります
5. 安全や環境に配慮した質の
高いみどりをつくります
6. 市民・事業者・行政が協働で
みどりをつくり・守ります

第6章 区別の緑地保全・緑化の 基本方針

1. 葵区
2. 駿河区
3. 清水区

第7章 緑化重点地区及び保全配慮地区

第8章 計画の推進

6. 計画において対象とするみどり

本計画では、公園・緑地などの施設的な緑地や土地利用規制がある地域制緑地のほか、街路、河川、民有地、農地や樹林地などの都市におけるあらゆるみどりを対象とします。

また、本計画は、都市計画区域内のみどりを対象としますが、緑地保全・緑化の基本理念や基本方針においては、区域外のみどりも含めて示すものとします。

○都市公園などの施設的な緑地と土地利用規制がある地域制緑地

都市公園、緑地、広場、運動場などの施設的な緑地と、土地利用規制や条例などで確保される地域制緑地で、将来にわたって緑地としての永続性が確保されるものに限られます。

○街路、河川、住宅、公共施設、民有地などのみどり

街路樹、河川、学校など都市公園以外の公共施設のみどりや、民間のグラウンド、社寺境内地のみどり、住宅地の生垣など、民有地のみどりも対象とし、みどりの保全と緑化の推進について計画します。

○その他のみどり（市街地周辺の森林や農地、海浜・河川などの水辺）

本市は、市街地の周囲を樹林地や農地が囲み、市街地からみた山並みや農地の広がりや環境面だけでなく景観を構成する要素としても重要です。市街地周辺の樹林地や農地、海浜・河川などについても対象として含め、みどりの将来像の中に示します。

